

介護支援専門員の登録・証交付・更新手続及び留意点について

介護支援専門員として業務に従事するためには、各研修の修了後に所定の申請書を提出し、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

研修を修了しただけでは介護支援専門員証の交付はされません。

1 申請に必要な書類

別途「介護支援専門員として就業するためには【実務研修修了者用】」「介護支援専門員証交付申請の手続きの御案内【再研修・更新研修修了者用】」を御参照ください。

2 申請の受付

登録及び証交付申請者は実務研修修了後3ヶ月以内に、更新交付申請者は有効期間満了日前までに来庁又は郵送により申請してください。

【来庁の場合】 栃木県保健福祉部高齢対策課 事業者指導班介護保険チーム（栃木県庁舎本館4階）

【郵送の場合】 〒320-8501（宛先不要）栃木県高齢対策課 介護保険チーム

※実務研修修了者は封筒に「ケアマネ登録書類在中」と朱書きしてください。

3 今後の更新に際して

例年送付しておりました介護支援専門員証の有効期限満了日が1年後となる介護支援専門員への更新通知書を、今年度以降は送付いたしません。

今後は、各介護支援専門員が介護支援専門員証に記載されている有効期限満了日を確認し、失効に注意してください。

有効期限満了日までに介護支援専門員証の更新手続を行わなかった場合、介護支援専門員として働くことが出来なくなりますので、各事業所においては、所属する介護支援専門員の専門員証の「有効期間の確認」と「更新管理」について、御留意いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

栃木県高齢対策課 介護保険チーム

TEL : 028-623-3149

介護支援専門員として就業するためには 【実務研修修了者用】

介護支援専門員として業務に従事するためには、介護支援専門員として登録した上で、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

研修を修了しただけでは介護支援専門員の登録や介護支援専門員証の交付はされません。

介護支援専門員の登録及び証の交付にあたっては、登録申請・交付申請が必要です。

※ 登録のみされる方は、下記1の書類を提出してください。

証の交付を希望される方は、下記1及び2の書類を提出してください。

1 介護支援専門員の登録申請に必要なもの

- (1) 介護支援専門員登録申請書（様式第1号）
- (2) 実務研修修了証明書の写し
- (3) 住民票
- (4) 戸籍抄本（本研修受講申込時と現在の氏名が異なる方のみ）
- (5) 封筒（介護支援専門員証送付用：長形3号（120[㍉]×235[㍉]）、証の郵送を希望する方のみ）

※ 確実に送付される場所の住所、郵便番号、氏名を記載してください。切手は不要です。
事務簡略化のため、氏名の後に「様」を付けてください。

2 介護支援専門員証の交付申請に必要なもの

- (1) 介護支援専門員証交付申請書（様式第6号）

(2) 栃木県収入証紙 3,300円分

※ 介護支援専門員証交付申請書に貼付してください。

※ 国の「収入印紙」では手続きが出来ませんので、お間違いのないよう御注意ください。

※ 「栃木県収入証紙」は、足利銀行（本・支店）や栃木県職員生協売店等にて購入できます。

（「とちぎ健康福祉協会」では取り扱っておりません。）

- (3) 6ヶ月以内に撮影した写真1枚（縦3.0cm×横2.4cm）

※ 無帽・正面・上半身・無背景のもの。裏面に氏名を記入してください。

3 申請書類の受付期間・受付場所

- (1) 3月中に介護支援専門員証の交付を希望する方

・受付期間 3月18日（金）～3月24日（木）（9：00～17：15）

・受付場所 栃木県高齢対策課事業者指導班まで、来庁の上提出してください。

※ 3月25日（金）から郵送でも受け付けますが、3月中の発行は出来ませんので、あらかじめご了承ください。

- (2) (1) 以外の、証の交付を特に急がない方につきましては、実務研修修了後3ヶ月以内に来庁又は郵送により申請してください。

・受付期間 3月25日（金）～6月6日（月）（9：00～17：15）

・受付及び郵送先 栃木県高齢対策課事業者指導班

※ 封筒表に「ケアマネ登録書類在中」と朱書きしてください。

《問合せ・受付先》

栃木県保健福祉部高齢対策課 事業者指導班介護保険チーム

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

TEL：028-623-3149 / FAX：028-623-3925

※ 手続きの詳細や申請様式は栃木県ホームページに掲載しております。

ホーム > (テーマから探す) 福祉・医療 > 高齢者 > 介護保険 > 介護保険情報 > 介護支援専門員（ケアマネジャー）について

※ 実務研修修了後3ヶ月以内に登録申請を行わなかった場合は、再度実務研修を受講・修了しなければ介護支援専門員の登録ができませんので、御注意ください。

介護支援専門員証交付申請の手続きの御案内 【再研修・更新研修修了者用】

介護支援専門員として業務に従事するためには、改めて介護支援専門員証の交付・更新を受ける必要があります。
研修を修了しただけでは介護支援専門員証の交付・更新はされません。

介護支援専門員証の交付や更新を受けるためには、所定の申請書を提出する必要があります。

1 介護支援専門員証の交付申請に必要な書類

- (1) 介護支援専門員証交付申請書（様式第6号）
- (2) 研修の修了証明書の写し
- (3) 栃木県収入証紙

①新規交付申請者（再研修修了者）は 3,300円分

②更新交付申請者（更新研修修了者）は 3,100円分

※ 介護支援専門員証交付申請書に貼付してください。

※ 国の「収入印紙」では手続きが出来ませんので、お間違いのないよう御注意ください。

※ 「栃木県収入証紙」は、足利銀行(本・支店)や栃木県職員生協売店等にて購入できます。

(「とちぎ健康福祉協会」では取り扱っておりません。)

- (4) 6ヶ月以内に撮影した写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm)

※ 無帽・正面・上半身・無背景のもの。裏面に氏名及び登録番号を記入してください。

- (5) 封筒(介護支援専門員証送付用:長形3号(120^{ミリ}×235^{ミリ}))、証の郵送を希望する方のみ)

※ 確実に送付される場所の住所、郵便番号、氏名を記載してください。切手は不要です。

事務簡略化のため、氏名の後に「様」を付けてください。

- (6) 介護支援専門員証(交付申請に伴い、原本を返還していただきます。)

※ 業務の都合により返還することができない場合は、コピーを送付してください。

その際は、更新後の介護支援専門員証を受領後、速やかに更新前の介護支援専門員証を返還してください。

2 登録している氏名・住所が変更になった後、変更の手続きをしていない方は以下の書類も併せて御提出ください。

- (1) 介護支援専門員登録事項変更届出書(様式第3号)

- (2) ①氏名変更の場合は「戸籍抄本」※コピー不可

②住所変更の場合は「住民票」※コピー不可

③氏名・住所の両方を変更の場合は「戸籍抄本」「住民票」両方 ※コピー不可

3 申請書類の提出先

上記の申請書類を、栃木県高齢対策課事業者指導班宛て来庁又は郵送により提出してください

※更新研修修了後、有効期間満了日までに更新申請を行わなかった場合、介護支援専門員証が失効し、実務に従事できなくなりますので、御注意ください。

※再研修修了者は、証の交付を受けるまで実務に従事することはできませんので御注意ください。

《問合せ・提出先》

栃木県保健福祉部高齢対策課 事業者指導班介護保険チーム

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

TEL:028-623-3149 / FAX:028-623-3925

※手続きの詳細や申請様式は栃木県ホームページに掲載しております。

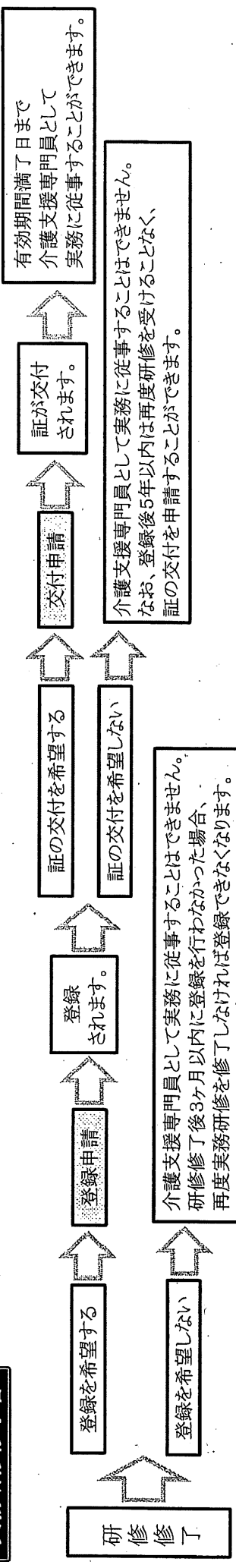
ホーム > (テーマから探す) 福祉・医療 > 高齢者 > 介護保険 > 介護保険情報 > 介護支援専門員(ケアマネジャー)について

介護支援専門員登録・証交付の流れ

栃木県

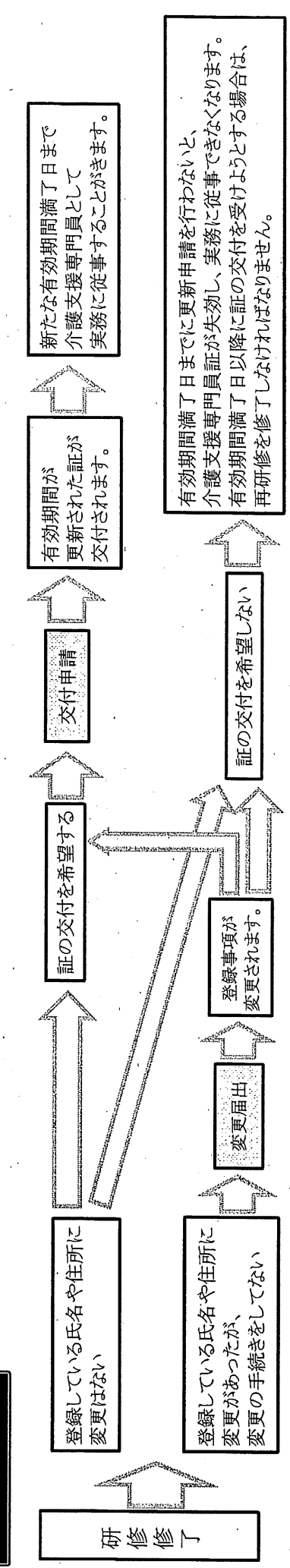
実務研修修了者

※研修修了後3ヶ月以内に登録を行わなかった場合、再度実務研修を修了しなければ登録できなくなります。



更新研修修了者

※有効期間満了日までに更新申請を行わないと、介護支援専門員証が失効し、実務に従事できなくなります。



再研修修了者

※介護支援専門員証の交付を受けるまでは、実務に従事することはできません。

